有効期間が平成33年2月11日となったもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名称	住所
生第68251号	化成肥料	尿素入り化成肥料V35号	九鬼肥料工業株式会社	三重県四日市市西末広町4番17号
生第68258号	化成肥料	住友苦土有機入り化成スミカユーキ1号	住友化学株式会社	東京都中央区新川二丁目27番1号
生第73167号	鉱さいけい酸質肥料	フェロミンV	株式会社研農	高知県高知市萩町一丁目9番48号
生第73168号	硫酸苦土肥料	14ダイケミ硫酸苦土肥料（鉄、銅、亜鉛、モリブデン添加）	エムシー・ファーディコム株式会社	東京都千代田区麹町一丁目10番地
輸第5589号	甲殻類質肥料	かに殻粉末	赤城物産株式会社	東京都世田谷区経堂三丁目8番11号

2　保証成分量その他の規格（肥料取締法第4条第1項第3号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）

肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格（肥料取締法第4条第1項第3号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）は、次のとおりである。

（次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供する。）

○環境省告示第二十七号

騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）第十六条第一項の規定に基づき、自動車騒音の大きさの許容限度（昭和五十年九月環境庁告示第五十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月十八日

環境大臣　大塚　珠代

別表第一を次のように改める。

自動車の種別	自動車騒音の大きさの許容限度		
	定常走行騒音	近接排気騒音	加速走行騒音
最高出力が二百五十キロワットを超えるもの	—	—	八十一デシベル
最高出力が百五十キロワットを超え、二百五十キロワット以下のもの	—	—	七十九デシベル
最高出力が百五十キロワット以下のもの	—	—	七十七デシベル
最高出力が百三十五キロワットを超えるもの	—	—	七十六デシベル
最高出力が百三十五キロワット以下のもの	—	—	七十五デシベル
技術的最大許容質量が十二トンを超えるもの	—	—	七十三デシベル
技術的最大許容質量が三・五トンを超え、十二トン以下のもの	—	—	七十一デシベル
技術的最大許容質量が二・五トンを超え、三・五トン以下のもの	—	—	七十三デシベル
技術的最大許容質量が二・五トン以下のもの	—	—	七十一デシベル
普通自動車、小型自動車及び軽自動車（いずれも専ら乗用の用に供する自動車並びに三輪自動車及び二輪自動車を除く。）			
専ら乗用の用に供する乗車定員九人を超える普通自動車、小型自動車及び軽自動車（いずれも三輪自動車及び二輪自動車を除く。）			
技術的最大許容質量が五トンを超えるもの			
最高出力が二百五十キロワットを超えるもの	—	—	七十八デシベル
最高出力が百五十キロワットを超え、二百五十キロワット以下のもの	—	—	七十七デシベル
最高出力が百五十キロワット以下のもの	—	—	七十四デシベル
技術的最大許容質量が三・五トンを超え、五トン以下のもの			
最高出力が百三十五キロワットを超えるもの	—	—	七十四デシベル
最高出力が百三十五キロワット以下のもの	—	—	七十三デシベル
技術的最大許容質量が二・五トン以下のもの	—	—	七十二デシベル
技術的最大許容質量が二・五トン以下のもの	—	—	七十デシベル
PMRが二百を超え、乗車定員四人以下、かつ、Rポイントの地上高さが四百五十ミリメートル未満のもの	—	—	七十四デシベル
PMRが百六十を超えるもの（PMRが二百を超え、乗車定員四人以下、かつ、Rポイントの地上高さが四百五十ミリメートル未満のものを除く。）	—	—	七十三デシベル
PMRが百二十を超え、百六十以下のもの	—	—	七十一デシベル
PMRが百二十以下のもの	—	—	七十デシベル
車両総重量が三・五トンを超え、原動機の最高出力が百五十キロワットを超えるもの			
すべての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えたもの、セミトレーラをけん引するけん引自動車及びクレーン作業用自動車	八十三デシベル	—	八十二デシベル
すべての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えたもの、セミトレーラをけん引するけん引自動車及びクレーン作業用自動車以外のもの	九十九デシベル	—	九十九デシベル
	八十二デシベル	—	八十一デシベル
三輪の小型自動車及び軽自動車（いずれも専ら乗用の用に供する自動車を除く。）			